

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第4区分

【発行日】平成23年7月21日(2011.7.21)

【公表番号】特表2007-521396(P2007-521396A)

【公表日】平成19年8月2日(2007.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2007-029

【出願番号】特願2006-540530(P2006-540530)

【国際特許分類】

C 22 C	21/00	(2006.01)
B 23 K	1/00	(2006.01)
B 23 K	35/14	(2006.01)
B 23 K	35/22	(2006.01)
B 23 K	35/28	(2006.01)
B 23 K	101/14	(2006.01)

【F I】

C 22 C	21/00	E
B 23 K	1/00	S
C 22 C	21/00	D
C 22 C	21/00	J
B 23 K	35/14	A
B 23 K	35/14	F
B 23 K	35/22	3 1 0 D
B 23 K	35/28	3 1 0 B
B 23 K	101:14	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年6月1日(2011.6.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

重量パーセントで、少なくとも80%のアルミニウム、0.01~0.5%のイットリウムおよび/または0.05~0.5%のビスマス、ならびに、Si<1.0% Fe<1.0% Cu<1.0% Mn<2.0% Mg<3.0% Zn<6.0% Ti<0.3% Zr<0.3% Cr<0.3% Hf<0.6% V<0.3% Ni<2.0% Co<2.0% In<0.3% Sn<0.3%、合計0.15%であるその他の元素それぞれ<0.05%、残りはアルミニウムである含有物の元素を含む芯材用のアルミニウム合金製の帯材または板材であって、少なくともその片面にロウ付け用アルミニウム合金が被覆されている、アルミニウム合金製の帯材または板材。

【請求項2】

重量パーセントで、ロウ付け用合金が、4~15%のシリコンを含む合金であることを特徴とする、請求項1に記載のアルミニウム合金製の帯材または板材。

【請求項3】

ロウ付け用合金が、Ag、Be、Bi、Ce、La、Pb、Pd、Sb、Y、の元素あるいはミッショメタルという、合金の表面の張力を変化させることを目的とした少なくとも一つの要素を含むことを特徴とする、請求項1に記載のアルミニウム合金製の帯材また

は板材。

【請求項 4】

ロウ付け用合金の被覆が、基材用のアルミニウム合金とのロール圧延によって得られるクラッドされた層であることを特徴とする、請求項 1 ~ 3 のいずれか一つに記載のアルミニウム合金製の帯材または板材。

【請求項 5】

ロウ付け用合金の被覆が、場合によっては樹脂層内に包まれた微粒子で構成されていることを特徴とする、請求項 1 ~ 3 のいずれか一つに記載のアルミニウム合金製の帯材または板材。

【請求項 6】

重量パーセントで、0.01 ~ 0.5 % のイットリウムおよび / または 0.05 ~ 0.5 % のビスマス、ならびに、Si < 1.0 % Fe < 1.0 % Cu < 1.0 % Mn < 2.0 % Mg < 3.0 % Zn < 6.0 % Ti < 0.3 % Zr < 0.3 % Cr < 0.3 % Hf < 0.6 % V < 0.3 % Ni < 2.0 % Co < 2.0 % In < 0.3 % Sn < 0.3 %、合計 0.15 % であるその他の元素それぞれ < 0.05 %、残りはアルミニウムである含有物の元素を含むアルミニウム合金製の帯材または板材を用いて実現される、ロウ付けされた部材。

【請求項 7】

用いられる帯材または板材が、ロウ付け用合金で被覆されることを特徴とする、請求項 6 に記載のロウ付けされた部材。

【請求項 8】

用いられる帯材または板材が、樹脂層内に包まれたロウ付け用合金の微粒子で被覆されていることを特徴とする、請求項 7 に記載のロウ付けされた部材。